

手数料などの諸費用について

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、当社でお取引いただく際の手数料を記載しています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。本書面に記載のない商品・サービスについては、当該商品・サービスの契約締結前交付書面等をご参照ください。

なお、各種約諾書および取引規程等の定める事由により、お客様の計算による注文を当社が任意で発注する場合、電話手数料を適用します。

現物取引・信用取引（即時決済現物取引、即時決済信用取引を除く）

国内の金融商品取引所に上場している有価証券等の金融商品取引所での現物取引・信用取引（制度・無期限）は、1 日の約定代金合計により手数料が決定する「ボックスレート」が適用されます。1 日の約定代金合計が一定範囲なら、何回取引しても定額料金です。

【インターネットでのお取引】

手数料（税込）

■ボックスレート

1 日の約定代金合計金額	手数料（税込）
10 万円まで	0 円
30 万円まで	315 円
50 万円まで	525 円
100 万円まで	1,050 円
200 万円まで	2,100 円
100 万円増えるごとに 1,050 円加算	
1 億円超	105,000 円（上限）

■無期限信用取引の際、無料となるサービス

- ・日計り取引時の片道手数料
- ・保有期間 6 か月超の返済手数料

【電話でのお取引】

手数料（税込）

約定代金×1.05%、最低手数料 21 円、上限なし

信用取引の諸経費

諸経費	制度信用取引	無期限信用取引
権利処理手数料	—	理論価格×3%
信用管理費（税込）	1 株につき 10.5 銭（単元株制度の適用を受けない銘柄は 105 円） 100 円に満たない場合は最低 105 円とし上限は 1,050 円	
名義書換料（税込）	建株数×52.5 円÷当該銘柄の 1 単元の株式数（上限：10,500 円）	

ご注意

- ※ 即時決済現物取引、即時決済信用取引、単元未満株の売却、立会外分売、V わっぷ取引は、別の手数料体系となります。
- ※ 現引・現渡は、手数料はかかりません。
- ※ 取引時間中は、約定代金 50 万円以下（ミニ・ボックス）の場合 1,050 円、無期限信用取引の場合日計り取引時の片道手数料等の無料サービスがない状態で計算された手数料金額が余力から拘束されます。大引け後のバツ

チ処理（一括処理）以降、手数料が確定し、画面反映されます。

- ※ 手数料は、原則として個別のご注文の約定代金に応じて按分して表示します。その際の端数は、処理時間の最も遅い注文に付加されます。
- ※ 信用取引の金利、貸株料、逆日歩は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。なお、すでに保有されている建玉も、変更基準日を超えて保有した場合には、同日以降変更後の金利が適用されます。
- ※ 信用取引の金利、貸株料は、受渡ベースでの両端入れ（建日、返済日、当社休業日を含む）です。逆日歩は、受渡日の前日までの片端入れで計算されます。

即時決済現物取引

即時決済現物取引を行った場合の手数料は、1日の即時決済現物取引に係る約定代金合計により手数料が決定するボックスレートが適用されます。即時決済現物取引による1日の約定代金合計が一定範囲なら、何回取引しても定額料金です。

手数料（税込）

■ボックスレート（即時決済現物取引）

1日の約定代金合計金額	手数料（税込）
100万円まで	0円
200万円まで	1,680円
300万円まで	2,520円
100万円増えるごとに840円加算	

ご注意

- ※ 金融商品取引所立会市場でのお取引における約定代金とは区別して手数料を計算します。
- ※ 手数料は、原則として個別のご注文の約定代金に応じて按分して表示します。その際の端数は、処理時間の最も遅い注文に付加されます。
- ※ 電話でのお取引はお受けしておりません。

即時決済信用取引

手数料は無料です。

なお、即時決済信用取引で建てた建玉を取引所立会市場で決済する場合は、取引所立会市場における信用取引の手数料が適用となります。

即時決済信用取引の諸経費

権利処理手数料	理論価格×3%
信用管理費（税込）	1株につき10.5銭（単元株制度の適用を受けない銘柄は105円） 100円に満たない場合は最低105円とし上限は1,050円
名義書換料（税込）	建株数×52.5円÷当該銘柄の1単元の株式数（上限：10,500円）

ご注意

- ※ 即時決済信用取引の金利、貸株料は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。なお、すでに保有されている建玉も、変更基準日を超えて保有した場合には、同日以降変更後の金利が適用されます。
- ※ 即時決済信用取引の金利、貸株料は、受渡ベースでの両端入れ（建日、返済日、当社休業日を含む）です。
- ※ 電話でのお取引はお受けしておりません。

単元未満株

【インターネットでのお取引】

ボックスレートは適用されません。1約定ごとに手数料がかかります。

手数料（税込）

約定代金×0.63%、最低手数料なし

【電話でのお取引】

手数料（税込）

約定代金×1.05%、最低手数料なし

ご注意

- ※ 当社はお客様からの単元未満株式にかかる注文について、委託先の証券会社に取次ぎます。委託先の証券会社は、お客様からのご注文に対して、前場の終値または終値を基準に、一定の値を差し引いた価格で約定を付けます。当該価格はその時々の株価を参考に決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※ 当社では通常、売却のみ取扱います。買取・買増請求を受付ける際の手数は、株数にかかわらず、銘柄ごとの1回の取次ぎごとに課金され、その上限は1件あたり一律1,050円（税込）となります。なお、買取・買増請求の際には、銘柄ごとに、発行会社の定める手数料等が別にかかる場合があります。発行会社の定める手数料等については、銘柄ごとに異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

V わっぷ取引

【インターネットでのお取引】

約定金額と別枠での手数料はいただきません。

約定単価※にスプレッドを含みます。

【電話でのお取引】

(約定単価※×約定株数) ×0.735%、最低手数料なし

※約定単価

買注文	基準となる VWAP 値×1.003=約定単価 ※小数点第2位未満切捨て
売注文	基準となる VWAP 値×0.997=約定単価 ※小数点第2位未満切上げ

損益通算支援サービス

ボックスレートは適用されません。1約定ごとに手数料がかかります。

手数料（税込）

約定代金×2.1倍、最低手数料4,725円

※手数料が売却価額を上回ります。

ご注意

- ※ 注文時に手数料相当額のお預り現金が必要です。
- ※ 電話でのみお受けします。

新規公開、公募・売出し

手数料は無料です。

ご注意

- ※ 売却時には手数料がかかります。
- ※ 電話でのお取引はお受けしておりません。

立会外分売

手数料は無料です。

ご注意

- ※ 売却時には手数料がかかります。
- ※ 電話でのお取引はお受けしておりません。

先物取引

【インターネットでのお取引】

1 約定ごとに手数料がかかります。

手数料 (税込)

- 日経 225 先物取引 約定 1 枚 315 円
※自動最終決済は、「約定 1 枚 315 円」
- 日経 225mini 約定 1 枚 42 円
※自動最終決済は、「約定 1 枚 42 円」

【電話でのお取引】

手数料 (税込)

- 日経 225 先物取引 約定代金×0.042%、最低手数料 10,500 円
日経 225mini 約定代金×0.042%、最低手数料 1,050 円

オプション取引

【インターネットでのお取引】

1 約定ごとに手数料がかかります。

手数料 (税込)

- 約定代金×0.21%、最低手数料 210 円
※自動権利行使・権利割当は、「約定代金×0.21%、最低手数料なし」
※自動権利消滅・権利放棄の手料はかかりません。

【電話でのお取引】

手数料 (税込)

約定代金×1.575%、最低手数料 10,500 円

米ドル MMF

手数料等 (税込)

口座管理料	無料
購入・解約	無料
為替手数料	片道 20 銭
管理報酬等※	純資産額に対して年率 0.85%以内

※ 投資信託の運用、管理にかかる費用で、投資顧問報酬・事務代行報酬などで構成されています。投資顧問会社・受託会社などに支払われます。目論見書・運用報告書では費用の項目で

記載されています。

※ 電話でのお取引はお受けしていません。

異なった方法で訂正した場合の手数料計算の扱い

インターネットと電話の注文を異なった方法で訂正した時の取扱いは、次のとおりです。

注文方法	訂正前の注文状況	訂正方法	適用される手数料
電話	—	インターネット経由で訂正	電話手数料
インターネット	未約定	電話経由で訂正	電話手数料
	訂正中に約定		電話手数料
	部分約定		ボックスレート

各種手数料

- ・株式等の口座間での振替を行う際、当社は所定の手続料を申し受けることができるものとし、その上限は、銘柄ごと1回の振替につき3,150円とします（贈与支援サービスを利用した振替、相続および同名義口座間の振替を除きます）。
- ・発行会社への個別株主の申出の取次ぎ等、当社を通じ発行会社に対し各種申出等を行う際、当社は所定の手続料を申し受けることができるものとし、その上限は、銘柄ごと1回の取次ぎにつき1,050円とします。
- ・書面の交付等、各種事務処理に要する手続料として、当社は所定の手続料（基本料・管理料等の手続料以外の名称による場合を含む）を申し受けることができるものとし、その上限は、1件につき1,050円とします（件数の計算基準は、書面および事務処理の内容により異なります）。また、各種事務処理に際し、当社が負担する費用については、その負担額の範囲において、当該手続料とは別にこれを申し受けることができるものとします。

その他

お客様が受渡日を過ぎても当社への債務を履行しない時は、当社は協会または取引所の定める率（年率14.6%（365日日割り計算））に準じた遅延損害金を申し受けることができます。

以上